

# 大地の窓 法的視点で読み解く中国社会

◆大地法律事務所弁護士・熊琳、章啓龍◆

## 第24回「外国人の社会保険加入問題2」

【ニュース概略】 人力資源・社会保障部は9月6日、「中国国内にて就業する外国人の社会保険加入に関する暫定施行弁法」を公布した。当弁法は10月15日より施行される運びとなっている。（「人民日報海外版」11年9月9日）

今年7月から施行されている「社会保険法」に関して、外国人が最も関心を寄せている内容の一つとして、外国人に中国の社会保険への加入を求めたことが挙げられるかと思われます。今年6月、国务院法制弁公室は、「中国国内にて就業する外国人の社会保険加入に関する暫定施行弁法（意見聴取稿）」を公布し、「社会保険法」第97条（「中国国境内に就労する外国人は、本法の規定を参考として社会保険に加入する」）の実施細則について、パブリックコメントを募集した経緯があります。

本連載の第17回でも、外国人の保険加入について紹介しましたが、今回は、正式に公布に至った「中国国内にて就業する外国人の社会保険加入に関する暫定施行弁法」（以下「暫定弁法」）の要点を踏まえつつ、少し見解を述べたいと考えます。

### 1. 社会保険の加入対象

「社会保険法」も「暫定弁法」も社会保険の加入主体を「中国に就労する外国人」に限定しています。具体的には（1）外国人就業証（2）外国専門家証（3）外国常駐記者証（4）外国人永久居留証（いわゆる「グリーンカード」）——のいずれかを所持し、中国で活動している外国人を全て納付義務者として規定しています（「暫定弁法」第2条）。

よって、Fビザ（訪問ビザ）やLビザ（観光ビザ）を所持する外国人は社会保険加入の対象外であるという解釈も成り立ちます。しかし、そもそもこの種のビザを所持して中国で就労することは禁止されているため、社会保険の納付が免除されている点のみを重視して、就労ビザを所持していない外国人を採用した場合、会社、本人ともに不法就労の責任を問われる可能性がありますので、正しい理解が必要でしょう。

このほか、駐在員事務所に勤めている外国人も、社会保険への加入が必要であると明文化されています（「暫定弁法」第3条）。

### 2. 社会保険の加入方法

今回の暫定弁法には、社会保険の加入義務者は“規

定に基づいて”社会保険に加入すると定められているに過ぎず、具体的な加入方法には言及されていません。このように、外国人専用の「規定」は存在しないため、中国人が従っている社会保険加入方法および納付方法に照らして、手続きを行うことになるものと思われます。

まず、社会保険には「就労先」と「就労者」の両者が負担するという特徴があり、本人の社会保険の納付基数を判断する際には、現地企業から実際に支払われている賃金のみに限定する必要があるのではないかと考えます。しかし、駐在員事務所に勤めている駐在員については、「本社に雇用され、現地に派遣されている」という関係にある以上（「暫定弁法」第3条）、現地法人の従業員と同じ取り扱いを主張するには難しい点があります。駐在員の社会保険費の納付基数をどのように定めるべきかについては依然として課題が残されています。

また、最近、地方によっては、社会保険納付基数の3倍ルール（個人の社会保険費納付基数が現地の平均月賃金の3倍を上回らない）を撤廃する動きも見られます。例えば、大連市は今年8月に、養老保険の上限を撤廃し、会社は従業員の実収に基づいて養老保険を払わなければならないという規定を公布しました（個人負担分を計算する際の基数は依然として、現地の平均月賃金の3倍を上限としています）。このような状況において、現地採用者を含む外国人職員に比較的高額な報酬を与えている企業は、大きな負担増は避けられないかもしれません。

今回は暫定弁法が公布されたものの、外国人の社会保険加入に関して、不明確な部分は依然として少なくないと言わざるを得ず、しばらくは混乱や各地での取り扱いにバラつきが生じる状況を避けられないのではないのでしょうか。

#### <筆者紹介>

大地法律事務所海外部

弊所は北京及び青島を拠点とし、日系クライアントを専門に、投資、企業再編、仲裁・訴訟等に関するリーガルサービスを提供しております。

住所（北京）：北京市朝陽区建国路89号華貿中心15号楼505室

電話（北京）：(8610) 6530-7711

HP：<http://www.aaalawfirm.com>

E-mail：[xionglin@aaalawfirm.com](mailto:xionglin@aaalawfirm.com)